

議第 89 号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成 17 年呉市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表第 2（第 10 条，第 11 条関係） 呉市二河公園多目的グラウンド使用料				別表第 2（第 10 条，第 11 条関係） 呉市二河公園多目的グラウンド使用料				
1 施設使用料				1 施設使用料				
施設名	単位	一般	高校生以下	施設名	単位	一般	高校生以下	
グラウンド (全面)	1 時間ま でごとに	600 円	300 円	グラウンド (全面)	1 時間ま でごとに	600 円	300 円	
グラウンド (2 分の 1 面)	1 時間ま でごとに	300 円	150 円	グラウンド (2 分の 1 面)	1 時間ま でごとに	300 円	150 円	
				多目的広場	1 時間ま でごとに	1,700 円	850 円	
2 器具使用料				2 器具使用料				
名称	区分		使用料	名称	施設名	区分	使用料	
夜間 照明	2 分の 1 面点 灯	1 時間ま でごと に	500 円	夜間 照明	グラウン ド	2 分 の 1 面点 灯	1 時 間ま でご とに	500 円
	全面点 灯	1 時間ま でごと に	1,000 円			全面 点灯	1 時 間ま でご とに	
					多目的広 場	全面 点灯	1 時 間ま でご とに	500 円
別表第 15（第 10 条，第 11 条関係） 呉市体育館使用料				別表第 15（第 10 条，第 11 条関係） 呉市体育館使用料				
1～3 略				1～3 略				
4 器具使用料				4 器具使用料				

名称	単位	使用料
放送設備	一式1日 につき	2,000 円
略		

備考 略

別表第27（第10条，第11条関係）

呉市営プール使用料

1 施設使用料（プール）

区分		一般	高校生 以下
個人	一人1回につき	200 円	100 円
専用	競泳プール 1コース 1時間ま でごとに	2,400 円	1,200 円
	練習プール 1コース 1時間ま でごとに	1,200 円	600 円
	全施設 1時間ま でごとに	16,800 円	8,400 円
	子ども プール 1時間ま でごとに	3,600円	

備考 略

2 施設使用料（売店施設）

単位	使用料
1年につき	24,000円

名称	単位	使用料	
放送設備	一式1日 につき	2,000 円	
特別照明（1,000ルクス）	1時間ま でごとに	500円	
冷暖房 設備	競技場	1時間ま でごとに	2,000 円
	サブコ ート	1時間ま でごとに	200円
略			

備考 略

別表第27（第10条，第11条関係）

呉市営プール使用料

1 施設使用料（プール）

区分		一般	高校生 以下
個人	屋内温水 プール 一人1回 につき	600 円	300 円
	屋外子ど もプール 一人1回 につき	200 円	100 円
専用	屋内温水 プール 1コース 1時間ま でごとに (メイン プール)	2,500 円	1,250 円
	屋内温水 プール 1面1時 間までご とに (健康づ くりプー ル)	6,000 円	3,000 円

備考 略

2 附属施設使用料

単位	使用料	一般	高校生 以下
トレーニング室	1時間ま でごとに	700 円	350 円

--	--

3 器具使用料

名称	単位	使用料
ロッカー	1回につき	10円

別表第39（第10条，第11条関係）

呉市総合スポーツセンター使用料

1～3 略

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合	
			アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
陸上競技場	略			
	巻尺類	1個1回につき	50円	150円
	略			
略				

備考 略

会議室	1時間までごとに	500円
-----	----------	------

3 器具使用料

区分	単位	使用料
放送設備	一式1日につき	2,000円
自動審判計時システム	一式1日につき	3,000円
ロッカー	1回につき	10円

別表第39（第10条，第11条関係）

呉市総合スポーツセンター使用料

1～3 略

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合	
			アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
陸上競技場	略			
	巻尺類	1個1回につき	50円	150円
	フィールド競技用制限時間告知器	1台1回につき	700円	2,100円
略				

備考 略

付 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第15の4器具使用料の表の改正規定 平成30年10月1日
- (2) 別表第39の4器具使用料の表の改正規定 平成31年3月1日

(提案理由)

呉市営プール等建設工事，呉市体育館改修工事等により新たに整備される施設等に係る使用料の額を定めるため，この条例案を提出する。